

議案第 30 号

大野市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について

令和 3 年 3 月 23 日提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

押印の廃止に伴う所要の改正及び様式の改正等を行うため

大野市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給事業実施要綱（平成24年教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(決定及び通知)</p> <p>第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、遅滞なく審査し、就学援助費の<u>支給の可否</u>を決定する。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(支給開始日及び支給期間)</p> <p>第8条 就学援助費の支給開始日は、4月末日までに申請があったものについては<u>当該年度の最初の日以降の日であって、かつ、支給要件に該当した日</u>とし、5月以降に申請があったものについては<u>申請月の最初の日</u></p>	<p>(決定及び通知)</p> <p>第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、遅滞なく審査し、就学援助費の<u>支給可否</u>を決定する。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(支給開始日及び支給期間)</p> <p>第8条 就学援助費の支給開始日は、4月末日までに申請があったものについては<u>支給要件に該当した当該年度の最初の日</u>とし、5月以降に申請があったものについては<u>支給要件に該当した申請月以降の最初の日</u>とす</p>

<p><u>以降の日であって、かつ、支給要件に該当した日</u>とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(変更及び取消し)</p> <p>第10条 受給者は、第3条に規定する支給要件のいずれかに該当しなくなったときは、学校長を経由して就学援助費<u>受給事由消滅届</u>(様式第3号)により、速やかに市長へ届け出なければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>る。</p> <p>2 [略]</p> <p>(変更及び取消し)</p> <p>第10条 受給者は、第3条に規定する支給要件のいずれかに該当しなくなったときは、学校長を経由して就学援助費<u>辞退届</u>(様式第3号)により、速やかに市長へ届け出なければならない。</p> <p>2 [略]</p>
--	---

様式第1号及び様式第3号を別紙のように改める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。



様式第3号（第10条関係）

年 月 日

大野市長 様

保護者住所

氏名

就学援助費受給事由消滅届

下記の理由により、就学援助費の受給事由が消滅したので届け出します。

記

1 対象児童生徒

学校名

学 年 年

氏 名

2 受給事由消滅の理由

3 理由発生年月日

年 月 日